

## 内閣官房 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
157	B 地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。	法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点から有意義である。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	内閣官房、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、島根県、福岡県、関西広域連合	埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県、関西広域連合	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。登記事項証明書について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント開催会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。	各府省からの第1次回答			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
157	2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に行なっていただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		法人の登記事項証明書の添付省略を実現するための情報連携の仕組みについて、国の行政機関における情報連携の開始後、可能な限り早期に地方公共団体における情報連携を実現できるよう検討を行う予定である。また、当該仕組みについては、地方公共団体が簡易に利用できるものとするよう検討を行う予定である。